

剪定枝（枝、幹、切り株など）・草・落ち葉等の搬入について

○ 搬入できるもの

ご自身で庭木などの手入れを行った際に出た枝や幹、草、落ち葉など

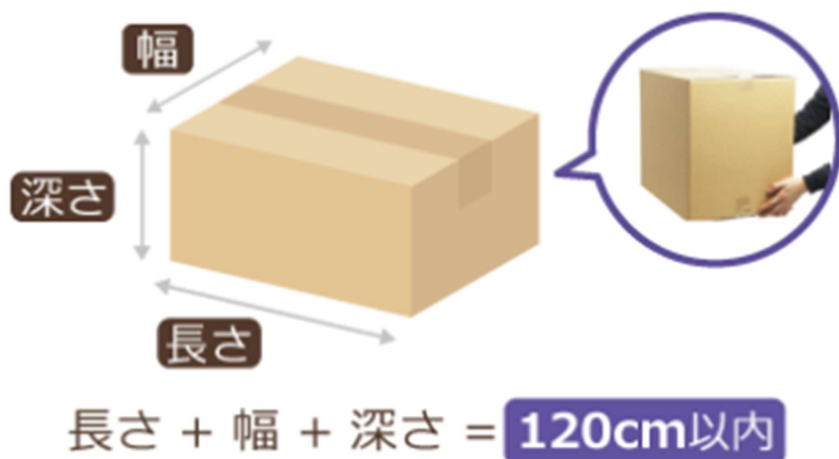
× 搬入できないもの

造園業者やシルバー人材センターなど、事業者に依頼したものの事業者の持込み

[搬入に当たっての注意]

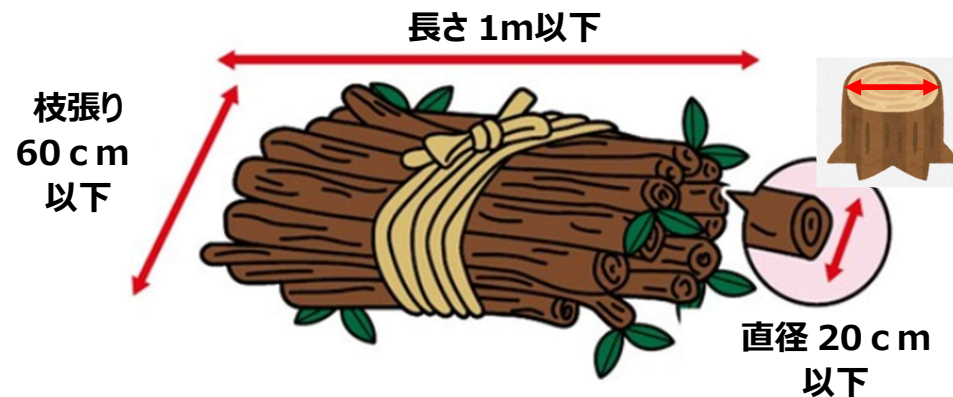
剪定枝等の搬入に当たっては、市の指定袋（緑）、米袋（紙・布製）、段ボールを使用して搬入してください。*ビニール袋・コンポストは不可

※使用するダンボールの大きさは **120サイズ以内** のものに限りま



※ 指定袋に入らない大きさのものは、**1本当たりの長さ1m、太さ20cm、枝張り60cm以内のもの**に限り、搬入ができます。

搬入に当たっては**10本程度を1束**として、汚れ（泥など）をよく落とし、ひもなどで束ねて搬入してください。



※ 葉が付いていても可

木製の装飾品（置物・オブジェなど）の搬入について

木製の装飾品（置物・オブジェなど）についても、1個につき **高さ1m、幅60cm、厚さ20cm以内のもの**に限り、搬入ができます。



○ 搬入可

× 搬入不可

・指定袋



・米袋（紙製）



・コンポスト使用



・ひもで束ねていない



・ダンボール



・ひもで束ねた状態



・袋、段ボールに入っていない



・サイズオーバー

